

環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度

応募要領 この応募要領のほか、申請書の様式、CO₂排出削減量の計算方法等については下記ホームページで取得することができます。

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu-index.html>

■公募対象となる実験計画

- 1 幹線輸送において、CO₂排出量削減のための事業計画が、荷主と物流事業者の共同で策定されていること
幹線輸送 … 輸送の発着地が複数の都道府県にまたがるか、輸送距離が50km程度以上あるもの

[CO₂排出量削減策の例]

- ・トラック輸送から海運利用、鉄道利用への転換
- ・大型化や共同化等によるトラック輸送の効率化
- ・大型低公害車やスーパーエコシップ等の新技術の導入

- 2 新規貨物を扱う計画でないこと
- 3 既に開始されているものや、補助金交付決定前に開始を予定しているものでないこと
- 4 平成14年度「幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験」または平成15年度「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験」の認定を受けた実験でないこと（認定取り消しとなった実験を含む）
- 5 補助金の交付を必要とする事業内容であること
- 6 現行の法制度の範囲内で実施可能であること

■補助金額等

- 1 補助対象費目…輸送方法の転換に要する追加的経費(施設・設備の調達費、情報システム開発費等)
※仕入控除の対象となる費目の消費税相当分は補助対象となりません。
- 2 補助金額…補助対象事業費の1/3とし、上限は1億円とします。
ただし、補助金交付決定時よりも実績額が減となる場合、支払額は実績額の1/3の額となります。
- 3 補助対象期間…補助事業開始から1年以内(単年度)

■申請方法

- 1 所定の様式に申請者名、実験名称、実験内容、CO₂排出削減量、過去2年間程度の輸送実績等を記入し、申請書の原本と副本の各1通および同じものの電子データを、申請者の所在地を管轄する地方運輸局等の担当窓口へ提出してください。
- 2 申請様式…冒頭に記載の国交省ホームページから取得してください。
- 3 申請者…共同申請する全ての申請者の代表印(契約に関する権限のある者の印)が必要です。
※代表窓口となる幹事社を設定してください。
- 4 内容説明…申請に際しては、実験内容について各地方運輸局等の担当者に詳しく説明してください。
応募締切…一次募集 平成16年5月31日
二次募集 平成16年9月30日

■CO₂排出削減量の計算方法

端末輸送も含めた、発着地間の総行程で発生するCO₂の削減量を計算してください。

トラック輸送から海運・鉄道輸送への転換や、トラックの大型化、共同輸配送、低公害車の導入等によりCO₂排出量を削減する計画におけるCO₂排出削減量の計算においては、使用する輸送機関別CO₂排出原単位、燃料別CO₂排出原単位、空回送時や嵩高貨物輸送時の取扱い等について、「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験 CO₂排出削減量の計算要領」を参照してください。

新技術の開発によりCO₂排出量を削減するものなど、上記によりがたい場合は、独自の計算方法により算出してください。その際は計算方法の妥当性について詳しく説明した資料も併せて提出してください。

■認定方法

- 1 推薦…応募された各実験計画は学識経験者等からなる「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験検討会」で審査され、補助対象実験として相応しいものが推薦されます。
- 2 認定…推薦された実験計画のうち、施策効果(補助金100万円あたりのCO₂排出削減量[t-CO₂/年・百万円])が大きいものから順に予算の範囲内で国土交通省が認定します。(オークション方式)
- 3 認定通知…各地方運輸局等を通じてお知らせするほか、国土交通省のホームページで公表します。
- 4 認定の取り消し…認定後に計画を大きく変更したり、CO₂排出削減量の実績が計画に満たない場合は、認定を取り消す場合があります。